

令和 8 年度 伊丹市放課後児童健全育成事業所  
設置及び運営事業者選定に係る  
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年(2026 年)4 月 28 日  
伊丹市教育委員会事務局  
生涯学習部  
社会教育推進課

## 1. 業務概要

### (1) 趣旨

近年、共働き世帯の増加に伴い保育需要が急増し、本市の児童クラブの利用者についても増加の傾向が続いています。これまでも空き教室の活用とともに学校敷地への専用棟建設等の施設整備や定員の弾力運用等により定員拡大を図ってきましたが、現状においても施設は不足気味であることから、利用者の増加や多様化するニーズに対応するため、今後定員を大幅に超えることが予想される地域を対象に、伊丹市の補助を受けて民設民営放課後児童クラブの設置及び運営を行う者（以下「事業者」という。）を広く公募します。

### (2) 業務内容

（別添「令和8年度 伊丹市放課後児童健全育成事業所設置及び運営事業者 募集要項」のとおり）

### (3) 募集地域

放課後児童クラブ利用者の増加により市立児童クラブの利用の待機が見込まれる以下の地域

(ア)伊丹小学校区

(イ)稲野小学校区

(ウ)南小学校区

(エ)有岡小学校区

(オ)鈴原小学校区

(カ)緑丘小学校区

※いずれの募集地域も、令和8年4月1日時点で定員を大幅に超える利用者があり、定員の弾力運用等により対応している状況である。特に、南小学校区および鈴原小学校区については、過去誘致実績が無いことから、今年度設置を促進するものである。

※いずれの募集地域も、小学校の在籍児童数の動向から、放課後児童クラブ利用希望者数は今後も増加の見込み。

※上記校区外の児童を受け入れる場合は、基本的に児童の在籍する小学校から開設する民設民営放課後児童クラブまでの間の送迎を行う（小学校の休業日は除く）こと。

#### 【参考】

地区名	定員(人)	利用希望者数(人) ※各4月1日時点		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
伊丹小学校区	160	246	263	256
稲野小学校区	160	224	237	248
南小学校区	200	238	286	281
有岡小学校区	120	134	147	148
鈴原小学校区	40	65	92	114
緑丘小学校区	80	109	126	138

### (4) 募集施設数

#### 3 施設程度

※上記(ウ)の地域については2施設、その他の地域については1施設の範囲内で選定する。

※審査の結果、適当と認められる提案がない場合は、3施設未満の選定、もしくは「選定なし」となる場合がある。

(5) 履行期間

施設整備) 令和 8 年 8 月中旬～令和 9 年 3 月 31 日(水)

2. 提案上限価格

「令和 8 年度 伊丹市放課後児童健全育成事業所設置及び運営事業者 募集要項(補助金)」の  
とおり

※なお、見積価格が提案上限価格を超過した場合は、失格とします。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、以下の要件を全て満たす法人等。

(1) 参加対象者

次号の「応募資格」を全て満たす法人等

(2) 応募資格

① 民設民営放課後児童クラブの運営を希望する者で、かつ、次の要件を満たすものである。

- a 児童福祉法、社会福祉法、子ども・子育て支援法等を熟知し、放課後児童健全育成事業に熱意と理解を持ち、保育の質の向上を常に視野に入れながら、民設民営放課後児童クラブ運営を適切に行う能力を有すること
- b 資金計画及び事業計画が適正であること
- c 直近の会計年度において、3 期以上連続して純損失を計上していないこと。
- d 過去 3 年間(過去 3 年間実施されていない場合は直近)に実施された自治体等の指導監査等で文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合でも適正な改善報告がされており、同様の指摘を複数回受けていないなど、今後適正に法人運営、施設運営がなされる見込みであると認められる際には対象とする。
- e 民設民営放課後児童クラブの運営にあたって、不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めらるに足りる相当の理由がある者でないこと

② 法人若しくは法人の代表者及び役員(それぞれ就任予定者を含む)が次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

- a 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者。
- b 国税又は地方税を滞納している者。
- c 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に相当する者。
- d 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、伊丹市における一般競争入札の参加を制限されている者。
- e 伊丹市の市議会議員が地方自治法第 92 条の 2 に規定する役員等に相当する者(伊丹市の市議会議員が当該団体の無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である場合)。
- f 市長又は副市長が地方自治法第 142 条に規定する役員等に相当する者(市長又は副市長が当該団体の無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である場合)。ただし、当該団体に対して伊丹市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している場合を除く。

g 伊丹市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 24 年伊丹市条例第 67 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者。

③事業実施施設の確保が確実に見込まれること。土地・建物の取得又は賃借を予定している場合は、応募時点で取得又は賃借が確実に見込まれる根拠として賃貸借確約書等を提出すること。ただし、応募受付期間に提出できない場合、伊丹市の補助を受けて整備等を行う民設民営放課後児童クラブ候補施設(以下「補助対象候補施設」という。)の選定通知日から 30 日以内に提出すること。

④財務内容が適正であること。

⑤同一の応募者による複数(最大 2 施設)の応募は可能とする。ただし、複数の応募が採択された場合は、全て事業化すること。

#### 4. スケジュール(予定)

募集要項の公表開始	令和 8 年 4 月 28 日 (火)
質問受付期間	令和 8 年 4 月 28 日 (火) ~5 月 19 日 (火) 17 時まで
質問回答 (一斉回答)	令和 8 年 6 月 2 日 (火)
参加申込受付締切	令和 8 年 6 月 12 日 (金) 17 時まで
企画提案書提出締切	令和 8 年 6 月 19 日 (金) 17 時まで
選考審査会 (書類選考)	令和 8 年 6 月下旬 (応募者多数の場合)
選考審査会 (プレゼンテーション)	令和 8 年 7 月上旬 (予定) <別途通知>
結果通知	令和 8 年 7 月中旬 (予定)

#### 5. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和 8 年 5 月 19 日 (火) 17 時まで(必着)
- (2) 提出方法 質問書【様式①】により電子メールにて提出してください。  
※電話・FAX等での質問にはお答えできません。
- (3) 回答予定日 令和 8 年 6 月 2 日 (火)
- (4) 回答方法 質問書を提出している事業者全てに電子メールにより回答予定日までに回答するとともに伊丹市ホームページに掲載します。

#### 6. プロポーザルへの参加について

郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法をとること。

- (1) 提出期限: 令和 8 年 6 月 12 日 (金) 17 時まで(必着)
- (2) 提出書類: 原本 1 部(参加申込書【様式 1・2】)
- (3) 提出先: 教育委員会事務局 生涯学習部 社会教育推進課(伊丹市役所 2 階 G-77 番窓口)
- (4) 提出方法: 持参又は郵送又は電子メール(houkago@city.itami.lg.jp まで)にて提出してください。

#### 7. 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出期限: 令和 8 年 6 月 19 日 (金) 17 時まで(必着)
- (2) 提出書類: 別紙「提出書類一覧」の「提出書類」に記載のある書類一式
- (3) 提出部数: 別紙「提出書類一覧」の「必要部数」に記載のある部数

※原則としてA4判(縦)で提出すること。(図面はA3判とする)

※別紙「提出書類一覧」の書類番号順に並べ、仕切紙にインデックス(No1～31)を付したうえで、フラットファイルに綴じて提出すること。(A3判はA4サイズに折込む)

(4) 提出先:教育委員会事務局 生涯学習部 社会教育推進課(伊丹市役所 2階 G-77 番窓口)

(5) 提出方法:提出先まで持参(提出期限内に到達するものに限り特定記録郵便等による郵送も可)

(6) 留意事項:

① 受付期間を過ぎたものは受理できません。

② 提出された書類は返却できません。

③ 提案内容は国又は県への各種補助金手続きに使用しますので、費用を適切に見込んでください。

④ その他提出書類の追加を求める場合があります。

## 8. 審査方法

### (1) プロポーザルの審査

伊丹市放課後児童健全育成事業所設置及び運営事業者選考プロポーザル審査会(以下「選考審査会」という。)において、書類審査及びプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、事業者を選定します。

### (2) 実施日程等

① 実施日	令和8年7月上旬(予定)〈別途通知〉
② 出席人数	3名まで
③ 実施方法	・プレゼンテーションは提出された書類をもとに行ってください。 ・当日の追加提案の説明及び追加資料の配布は認めません。 ・プレゼンテーションに際し、パソコンやプロジェクター等の使用は認めません。 ・審査は非公開とします。

### (3) 審査結果の通知

審査結果は、審査後、速やかに参加者宛に通知予定です。また、本プロポーザルにおける参加者が1名であってもプレゼンテーションを行います。

## 9. 審査基準及び配点

- |                  |          |
|------------------|----------|
| ① 設置・運営事業者・組織体制等 | 10点／100点 |
| ② 事業(施設)計画       | 50点／100点 |
| ③ 事業内容           | 40点／100点 |

## 10. 失格事項

本プロポーザルの提案事業者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(1) 1箇所の募集地域に対し、複数の提案書類を提出した場合

(2) 当募集要項に定める応募資格や条件等に反する内容で応募した場合

(3) 応募者及び応募者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合

- (4) 応募書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 選考審査会(プレゼンテーション)の開始時間に遅れた場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) プロポーザルの手続きの課程で、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定及び伊丹市入札参加停止基準に抵触することが明らかとなった場合
- (8) その他不正な行為があった場合
- (9) 9. に基づき審査した結果、その得点が 6 割以上の得点に満たなかったとき
- (10) 見積価格が提案上限価格を超過したとき

#### 11. その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類は返還しません。
- (3) 提出者に無断で提出書類をプロポーザル以外の用途に使用することはありません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) プレゼンテーションについては、録音・録画等実施することを許容してください。
- (6) 伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となります。ただし、公開により、提出者その他の者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。
- (7) 本プロポーザルの事業者選定前に公開することにより、選定に影響が出るおそれのある情報については、契約締結後の公開とします。

#### 12. 担当部署(問い合わせ先)

教育委員会事務局 生涯学習部 社会教育推進課(伊丹市役所 本庁舎 2 階)

電 話:072-784-8079

e-mail:houkago@city.itami.lg.jp

(土曜日、日曜日、祝日を除く。)午前 9 時から午後 5 時 30 分まで(正午から午後 1 時までを除く)